

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市各種認証等取得支援事業補助金
補助事業等の目 標	今後成長することが見込まれる医療・ヘルスケア機器分野及び航空・宇宙産業分野に係る各種認証等の取得及び登録に係る経費を補助することにより、当該産業分野への市内中小企業者の参入、新規顧客の開拓及び販路の拡大を促進し、もって工業の振興を図る。
補助事業等の対 象 者	平成29年4月1日以降に、次に掲げる事項を行った市内中小企業者 (1) 国際規格ISO13485（医療機器・体外診断用医薬品）の取得 (2) 航空宇宙品質マネジメント規格JISQ9100（航空宇宙）の取得 (3) 医療機器製造業（都道府県許可）の登録
補助対象経費	ISO13485若しくはJISQ9100の取得に係る経費又は医療機器製造業の登録に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10以内の額とし、50万円を上限とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】  市内中小企業者が医療・ヘルスケア機器分野及び航空・宇宙産業分野に参入することで得られる経済的効果が多大であり、工業の振興に大きく寄与するため。</p>
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成29年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	<p>令和7年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】  第6次諏訪市総合計画に基づき、計画期間内は継続した支援が必要なため。</p>
情 報 の公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	<p>1 この取扱基準において「市内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された施設を有するものをいう。</p> <p>2 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助事業等の対象者から除くものとする。</p> <p>3 一の市内中小企業者が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p>

<p><b>提出書類</b></p>	<p>補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市各種認証等取得支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 認証証明書（認定書）の写し（ISO13485又はJISQ9100を取得したものに限る。）</p> <p>(3) 登録証の写し（医療機器製造業の登録を受けたものに限る。）</p> <p>(4) 認証の取得又は登録に要した経費の内訳がわかる書類</p> <p>(5) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係</p>

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）

令和 4年 3月16日 一部改正（令和 4年 4月 1日 施行）

令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）